

令和5年7月25日

第25回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第25回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和5年7月25日(火) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について
- 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第6号 農用地あっせん申出について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄		3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西 川 路 利 広
	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田 之 上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 蘭 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

1 3 番 井 手 康 則

1 欠席委員

2 番 松 木 茂 久 7 番 下 吉 一 郎 2 9 番 湯 之 上 大 幸

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
主幹兼農地総務係長	前 村 修
農地総務係主査	東 川 善 久
主幹兼振興係長	濱 田 真 也
振興係主事	藤 久 保 宏 実
振興係主事	今 吉 蓮 樺

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第25回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「17番委員」と「18番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、4件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法</p>

第18条第3項の要件を満たしていると思われま

議長 皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の所有権移転分1番から4番については、一括
ご審議願ひます。

ご質疑、ご意見はございませぬか。

15番委員 4番の所有権移転に係る対価が0円となつていますが、理由を教えて
ください。

事務局 贈与による所有権移転であることから、対価は0円です。

議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませぬか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち所有権移転分1番から4番については、原案のとおり
承認することにご異議ございませぬか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よつて、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり
承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る
意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る
意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の6ページから17
ページまでの42件で、うち新規が33件、再設定が9件となつていま
す。

また、農地中間管理事業の利用権設定2件につきまして、鹿児島県地
域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。

議案書の6ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、17ページの総合計は71筆、70,863㎡、農地中間管理
事業の重複分を除くと、69筆、67,615㎡となつています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議

委員
議長

願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、11番委員の退席を求めます。

(11番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。

この2番と3番については、新規就農者1名に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員からの報告を求めます。

14番委員

番号2番と3番につきまして、7月19日に私と33番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。また、営農計画書については、審議資料の1ページに掲載しています。

申請人は、保育士でしたが、出産・育児を経て、他の農家の手伝いをしたことをきっかけに、自分も農業を始めようと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、親のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、親から教わるため問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に1人ですが、繁忙期には親族の手伝いをもらうとのことでした。

栽培品目としては、バレイショ、ニガウリを中心に、年間販売高240万円を目指しているとのことでした。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま、地区担当委員の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。

委員 議長	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から17ページ42番までは、一括審議願います。</p>
15番委員	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>5番については、先月の委員会で賃借料の見直しが必要とのことで、審議が保留となっておりますが、今回の議案では賃借料が正しく整理されたものでしょうか。</p>
事務局 15番委員 事務局	<p>はい、再度申請人に聞き取りを行い、整理した数字です。</p> <p>37番について、使用貸借となっている理由を教えてください。</p> <p>当該農地がだいぶ荒れていることから、5年間は使用貸借を結び、更新時に賃貸借権に変えるということです。</p>
4番委員	<p>賃借権等の設定期間について、70か75歳以上になると、設定年数が3年に限定されるという決まりではなかったですか。</p>
事務局 31番委員	<p>年齢によって設定年数が限定されるという決まりはありません。</p> <p>経営基盤強化促進法については、令和6年度以降も適用されるのか教えてください。</p>
事務局	<p>経営基盤強化促進法の改正により、基盤法が適用されなくなるのは令和7年4月以降ですので、現時点で契約しているものについては、期限が来るまでは、令和7年4月以降であっても引き続き適用されます。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号のうち利用権設定分の4番から42番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち利用権設定分の4番から42番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。</p>

小委員長

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

7月10日の転用調査時に私と12番委員、38番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいただいております。

1番と3番から9番は売買、2番は知人からの贈与、10番と11番は親族からの贈与で、贈与税に関しては、いずれも理解しているとのことです。

また、4番、5番、6番、8番は、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われまます。

なお、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりすべての案件が前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

最後に、農地法第3条調書と位置図および字図につきましても審議資料の2ページから32ページに添付しておりますので、ご参照のうえご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりです。

それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。

委員 議長	<p>(33番委員の退席を確認) ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第2号の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち、2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
15番委員	<p>(33番委員の復席を確認) 次に、議案第2号のうち3番から20ページ11番までは、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。 6番の譲受人の住所が、鹿児島市となっており、審議資料の図面に示してある住宅地の住所とは違いますが、理由を説明してください。</p>
事務局	<p>現在は鹿児島市に住んでおりますが、今回、図面上の住宅地とその隣の農地を購入し、ここに住むこととなります。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第2号のうち3番から11番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち3番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
小委員長	<p>次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番と2番は関連がありますので、一括で報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、事業目的は、農業用倉庫と同施設への占用通路です。 審議資料の33ページをご覧ください。</p>

申請地は、 から南へ310m離れた農用区域内農地で、西と北は市道及び畑、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、自己が耕作している農地に隣接する申請地に、農機具や農業用資材を保管するための農業用倉庫を建設し、あわせて同施設への通路を確保するとの申請ではありますが、農業用倉庫につきましては、既に完成していたことから、始末書が添付されております。

また、農業用倉庫は自己が耕作する農地の一部分に建設しており、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の1番と2番は一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号の1番と2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 これにつきましても同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

今回提出されました申請は、番号1番のみで転用目的は、一般住宅です。

審議資料の34ページをご覧ください。

申請地は、 から南西へ380m離れた農地で、東は里道、西と北は畑、南は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、自己所有地である申請地に、自己の居住用一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のまま、隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

また、申請地面積が、一般住宅の転用許可基準の500㎡を超える686㎡ながら、申請地北側の隣接農地とは高低差が約2mほどあるため約3mの緩衝地を設けることや、南側県道からの進入路部分には、スロープが必要となること、東側の里道とは約1.5m、西側の圃場とは約50cmの段差があり、許可地に残地部分を残した場合でも一体的な活用は出来ず、耕作地に適さなくなるとの判断から、許可基準を超えた申請に対して、相談時から分筆は求めておらず、理由書の提出を求めています。

以上、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断いたしました。が、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号1番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても同メンバーで、現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが転用目的は一般住宅です。

審議資料の35ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ110m離れた農地で、東と西は宅地、南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の36ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ50m離れた農地で、東と南は畑、西は宅地、北は公衆用道路に接しています。

農地区分許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックを設置する予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の37ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ290m離れた農地で、東と南は里道、西と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己用と両親用の2棟の住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックを設置する予定

で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は一般住宅と通路です。

審議資料の38ページをご覧ください。

申請地は、[REDACTED]から西へ50m離れた農地で、東は宅地及び雑種地、西と北は畑、南は宅地及び市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであり、申請地を取得し自己の居住する一般住宅の建築と同地への通路を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックを設置予定で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の39ページをご覧ください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ80m離れた農地で、東と南は宅地、西は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであり、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックが設置済です。隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は店舗です。

審議資料の40ページをご覧ください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ400m離れた農地で、東と北は宅地、西と南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する既存施設で、石油小売業を営む法人の代表者で、申請地を賃貸借し現施設の拡張工事を行う計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックを設置する予定です。

隣接している農地はなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番と8番は関連がありますので、一括報告いたします。転用目的は農産物加工場と駐車場です。

審議資料の41ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ約80m離れた農地で、東は山林及び畑、西は県道及び畑、南は県道、北は市道及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、農産物の加工販売なども営む法人の代表者で、隣接地を含む申請地を取得し、農産物加工場の建築と駐車場の整備を行う計画です。

土地の形状については現状で、一部法面保護工事を行います。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上8件の申請に対して、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号の1番から24ページ8番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員

3番の転用面積が基準の500㎡を超えていますが、一般住宅が2棟建つという理由から、それを認めているということでしょうか。

次に、7番と8番の転用面積が3000㎡に近い面積となっています。今回の農産物加工場の建築に必要な面積としては、妥当な広さかどうか教えてください。また、何を加工する工場か、その作物を教えてください。

それから、建物の高さについて、周辺農地への日照時間に影響を与える心配はありませんか。

事務局

3番につきましては、ご指摘のとおり2棟建設するという事で認めております。

次に、7番と8番の転用面積は、農産加工場の建築に妥当な広さと判

議長
委員
議長

委員
議長

断しております。加工する作物はオクラです。

それから、周辺農地への日照時間の影響については、周辺農地が現況が山林であることや耕作に向かない農地であることから、特に問題はないと考えます。

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号の1番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の25ページをお開きください。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出6件、貸付申出2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の42ページから57ページに掲載しています。

続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は27ページになります。

今月は、借受申出2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

28番委員

あっせん対象となる農家は、認定農家や担い手農家で、それ以外の農家は対象外という考えでよろしかったでしょうか。

事務局

はい、対象となる農家は、認定農家及び担い手農家となっています。

28番委員

仮に認定農家や担い手農家以外の農家が、あっせん申出をしていた場

合は、対象外ですので一度あっせんを取下げから、改めて3条申請で所有権移転をする必要があるということで、間違いはないですか。

事務局 はい、その通りです。

28番委員 あっせん農地の情報について、事前に周知があれば委員などに相談等出来ると思いますので、メール等で周知をしていただきたい。

事務局 毎月の農業委員会だよりで周知は行っております。

議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
議案書の25ページをお開きください。
番号1と番号2は25番委員と6番委員。
番号3は31番委員と12番委員。
番号4は34番委員と15番委員。
番号5と番号6は20番委員と2番委員。
番号7は25番委員と6番委員。
番号8は34番委員と15番委員。
引き続き、買受・借受希望について申し上げます。議案書の27ページをお開きください。
番号1は25番委員と6番委員。
番号2は28番委員と9番委員。
以上、事務局案として提案いたします。
皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
(各委員了解あり)
それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
本日の議題は、これで終了いたしました。
ほかにごございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかになければ、その他に入ります。
その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、その他についてご説明いたします。議案書の28ページをご覧ください。

議長
委員
議長

事務局

その他（議案書28ページを参照して説明）

1. 7月の行事報告
2. 8月の行事予定等
3. その他

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第25回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時12分）

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員17番委員 _____

議事録署名委員18番委員 _____

